

令和3年9月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第24721号 損害賠償等請求事件 (以下「本訴」という。)

平成31年(ワ)第667号 損害賠償等請求反訴事件 (以下「反訴」という。)

口頭弁論終結日 令和3年6月9日

5

判 決  
主 文

1 被告DHCは、原告に対し、550万円及びこれに対する平成29年1月9日  
日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

10

2 被告DHCは、原告に対し、別紙謝罪文目録3記載の謝罪文を、同目録記載  
の条件で掲載せよ。

3 原告の被告DHCに対するその余の本訴請求及び被告Aに対する本訴請求を  
いずれも棄却する。

4 被告Aの反訴請求を棄却する。

15

5 訴訟費用は、本訴について生じた費用はこれを2分し、その1を原告の、そ  
の余を被告DHCの各負担とし、反訴について生じた費用は全部被告Aの負  
担とする。

6 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20

1 本訴

(1) 被告らは、原告に対し、連帯して、1100万円及びこれに対する平成  
29年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 主位的請求

25

ア 被告DHCは、原告に対し、別紙番組目録記載1及び2の番組につき、  
上映、放映、公衆送信、送信可能化、複製物の頒布その他方法の如何を問  
わず公表してはならない。

イ 被告DHCは、原告に対し、別紙ウェブサイト目録記載1及び2のウェブサイトから配信されている別紙番組目録記載1及び2の番組の動画につき、いずれもこれらを削除せよ。

(3) (2)の予備的請求

5 被告DHCは、原告に対し、別紙謝罪文目録1記載の謝罪文を、同目録記載の条件で掲載せよ。

(4) 被告Aは、原告に対し、別紙謝罪文目録2記載の謝罪文を、同目録記載の条件で掲載せよ。

2 反訴

10 原告は、被告Aに対し、2200万円及びこれに対する平成30年8月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本訴は、原告が、被告DHCが制作し、被告Aが司会を務めた別紙番組目録記載1及び2の各テレビ番組（以下、順に「本件番組1」、「本件番組2」といい、これらを併せて「本件各番組」という。なお、本件番組1及び2は、  
15 それぞれ番組の一部分であり、その全体を指して「本件番組1」などという場合もある。）について、これらの番組内容によって原告の名誉が毀損され、また、番組の進行を司った被告Aは当該名誉毀損によって原告が被った損害について共同不法行為責任を負うとして、①被告らに対し、慰謝料、弁護士費用の合計1100万円及びこれに対する一連の不法行為が終了した日である平成29年1月9日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法404条所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めるとともに（本訴(1)）、②被告DHCに対し、人格権に基づく差止請求として、本件各番組の公表の禁止及びウェブサイトからの削除を求め（本訴(2)ア、  
20 イ）、これが認められない場合に備えて、民法723条所定の名誉毀損における名誉回復処分として謝罪文の掲載を求め（本訴(3)）、③被告Aに対し、  
25

上記同様の名誉回復処分として謝罪文の掲載を求める（本訴(4)）事案である。

反訴は、被告Aが、原告が行った本件各番組に対する抗議等のための記者会見や本訴の訴え提起等の一連の行為について、違法な訴訟提起であり、被告Aの名誉を毀損しており、同被告に対する不法行為を構成するなどとして、原告に対し、無形損害等の損害合計2700万円のうち2200万円及びこれに対する一連の不法行為が終了した日の後の日である平成30年8月24日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法404条所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実及び後掲証拠等により容易に認められる事実。なお、証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いが無い。枝番を記載しない書証はすべての枝番を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告は、東京都生まれの在日朝鮮人であり、人材育成コンサルタント等として稼働する一方で種々の人権活動を行っており、平成25年9月には、市民団体である「B」（「B」はその略称。以下「B」という。）を設立し、現在に至るまで共同代表としてその運営に携わっている。（甲1，27，弁論の全趣旨）

イ 被告DHC（平成29年3月31日にその商号を「株式会社DHCシアター」から現在のものへと変更）は、テレビ番組の制作等を目的とする株式会社である。（甲2）

ウ 被告Aは、本件各番組の司会を務めた者である。

同被告は、本件各番組が放送された当時、株式会社中日新聞社（以下「中日新聞社」という。）の社員として東京新聞及び中日新聞の論説副主幹を務めていたが、平成29年3月1日に論説室論説委員へと降格となった後、平成30年3月31日に中日新聞社を定年退職した。（丙34，被

告A28頁，弁論の全趣旨)

(2) 本件各番組の制作及び放送等

5 ア 被告DHCは，平成27年から，論客と女性タレント等がニュースと時事問題を論ずるトークバラエティ番組である「ニュース女子」（なお，平成28年4月に現在のものへと改題。以下「本件テレビ番組」という。）の制作を開始し，東京のローカル放送局である東京メトロポリタンテレビジョン株式会社（放送局としての呼称は「TOKYO MX」。以下，「東京メトロポリタンテレビ」という。）及びその他の地方局の地上波での放送やWEBサイトでの配信等を行っていた。

10 イ 東京メトロポリタンテレビにおける平成29年当時の本件テレビ番組の放送時間は毎週月曜日の午後10時から11時であり，同年1月2日午後10時からはその第91回（本件番組1はその一部）が，同月9日午後10時からはその第92回（本件番組2はその一部）が，それぞれ同局で放送された。

15 本件番組1は，沖縄県国頭郡東村高江地区（以下，単に「高江」という。）における米軍基地のヘリパッド建設反対運動をテーマとしたもの，本件番組2は，本件番組1の放送後にSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などにおいて同番組の放送内容に対して多くの批判的な投稿がされていることを採り上げた内容のものとなっており，その具体的内容は別紙4及び5のとおりである。（甲3の1・2，弁論の全趣旨）

20 ウ 東京メトロポリタンテレビは，同局における本件テレビ番組の地上波での放送を，平成30年3月末日をもって終了させた。（乙42）

エ 被告DHCは，現在も，自社が開設し運営している「DHCテレビ」と題するウェブサイトや動画投稿サイトであるYouTubeにおいて，本件各番組を公開，配信している。（甲4，弁論の全趣旨）

(3) 原告等による抗議文の提出，記者会見等

ア Bは、平成29年1月5日、その開設に係るウェブサイトにおいて、  
「1月2日放送TOKYO-MX TV「#ニュース女子」による「B」および共同代表・原告を誹謗中傷する虚偽報道に対する抗議声明」を発出した。（丙8）

5 イ 同月27日、Bは、沖縄県民有志と共同して「TOKYO MX-TV  
「ニュース女子」による沖縄ヘイト・デマ放送に関する沖縄・東京合同記者会見」を行うとともに、Bのウェブサイトにおいて「沖縄・東京合同記者会見 共同声明」と題する声明を発出した。（丙10、11、22）

10 ウ Bは、同月31日に被告Aの雇用主（当時）である中日新聞社に対し、  
原告が共同代表の一人として名を連ねた抗議文を提出し、併せて、Bのウェブサイトで公表した。同抗議文には、別紙3の「平成29年1月31日  
中日新聞社宛て抗議文」の「発言及び記載の内容」欄記載のとおりの記載部分がある。なお、原告訴訟代理人であるC弁護士が、Bの代理人として  
その作成に関与した。（丙12、弁論の全趣旨）

15 エ Bは、平成30年3月8日、「TOKYO MX「ニュース女子」BP  
O人権委」と題する記者会見を行った。同記者会見は原告及びC弁護士ら  
によって行われたものであり、その際、C弁護士は、別紙3の「平成30  
年3月8日記者会見」の「発言及び記載の内容」欄記載のとおりの発言を  
した。（丙19、22、33）

20 オ Bは、同年7月20日、「「ニュース女子」TOKYO MXが原告共  
同代表に謝罪」と題する記者会見を行った。同記者会見は原告及びC弁護  
士らによって行われたものであり、その際、原告は、別紙3の「平成30  
年7月20日記者会見」の「発言及び記載の内容」欄記載のⅠ-③及び④  
のとおりの発言をし、C弁護士は同欄記載のⅡ-④及び⑤のとおりの発言  
25 をした。（丙20、22、33）

カ 原告は、同月31日、本訴に係る訴えを提起するとともに、これに関す

る記者会見を行った。同記者会見は原告及びC弁護士らによって行われたものであり、その際、C弁護士は、別紙3の「平成30年7月31日記者会見」の「発言及び記載の内容」欄記載のとおり発言をした。（訴訟提起日については当裁判所に顕著な事実、丙21, 22）

5        2 争点

(1) 被告DHCによる不法行為の成否

ア 本件番組1, 本件番組2の摘示事実の内容

イ 社会的評価の低下の有無

ウ 違法性阻却事由等の有無

10        (2) 被告Aによる不法行為の成否

(3) 原告の損害及びその額

(4) 本件各番組の差止め及び削除の可否

(5) 被告DHC及び被告Aによる謝罪広告の必要性

(6) 原告による被告Aに対する不法行為の成否

15        (7) 被告Aの損害及びその額

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)（被告DHCによる不法行為の成否）について

ア 本件番組1, 本件番組2の摘示事実の内容

（原告の主張）

20        (ア) 本件番組1について

本件番組1の個々の場面の意味内容等については、別紙1の①ないし⑮の「摘示事実に関する原告の主張」欄に各記載のとおりと解すべきである。

25        本件番組1は、沖縄での取材の結果を収録したVTR部分と、その内容を踏まえて出演者が話をするスタジオ収録部分とから構成されている。VTR部分は、沖縄の高江ヘリパッドの建設に反対する運動をする人々

5  
取材した結果の報告との体裁がとられているところ、その内容は、反対運動をしている人々が、暴力も犯罪行為をも厭わずにこれを繰り返す人々であるかのように描かれている。そして、スタジオ収録部分の映像において、テロップや出演者の発言をもって、そのような暴力も犯罪行為も厭わぬ人々の活動に対し、原告がそれを煽り、かつ経済的に支援しているかのような事実が述べられている。

したがって、本件番組1は、全体として、原告につき、別紙1の①ないし⑮の「摘示事実」欄記載のとおり的事实を摘示するものと解されるべきである。

10 (イ) 本件番組2について

本件番組2の個々の場面の意味内容等については、別紙1の⑯、⑰の「摘示事実に関する原告の主張」欄に各記載のとおりと解すべきであるところ、本件番組2は、本件番組1の翌週の同じ時間帯に放送されたものであり、また、本件番組1に抗議が殺到した旨を伝えた上で高江へリ  
15 パッド建設反対運動に関して続報を伝えているものであるから、その内容において本件番組1と一体性を有するものであるといえる。

そうすると、本件番組2の摘示事実は同別紙の⑯及び⑰の「摘示事実」欄記載のとおりと解すべきであり、全体として、原告が煽り支援している団体が、暴力行為や破壊行為を行う危険性を有するものであることを  
20 改めて指摘し、その旨の事実を摘示するものである。

(被告らの主張)

(ア) 本件番組1について

本件番組1の個々の場面の意味内容等については別紙1の①ないし⑮の「摘示事実に関する被告らの主張」欄に各記載のとおりと解すべきであり、本件番組1が全体として同別紙の「摘示事実」欄記載のとおり的事实を摘示するものであるとの原告の主張は否認し、争う。  
25

(イ) 本件番組 2 について

別紙 1 の⑩及び⑪の「摘示事実に関する被告らの主張」欄に記載のとおり。

イ 社会的評価の低下の有無

5

(原告の主張)

本件番組 1 は、原告につき、暴力も犯罪行為も厭わぬ過激な集団の活動を煽り、かつ経済的に支援する者であるとの事実を摘示するものであるところ、同事実の摘示が原告の社会的評価を低下させることは明らかである。

10

本件番組 2 は、その原告が煽動・支援している対象が危険な者たちである旨を改めて強調するものであって、原告の社会的評価を一層低下させるものである。

(被告らの主張)

15

上記アの被告らの主張のとおりであり、本件各番組は原告との関係で何らかの事実を摘示するものではないから、これらによって原告の社会的評価が低下することはない。

ウ 違法性阻却事由等の有無

(被告らの主張)

20

仮に本件各番組が原告主張に係る事実を摘示するものと認められたとしても、以下のとおり、本件各番組は、公共の利害に関する事実につき、専ら公益を図る目的で制作、放送されたものであり、その摘示事実は真実であって違法性が阻却されるか、被告らにおいて摘示事実が真実であると信じたことに相当な理由があるから故意又は過失がない。

(ア) 公共の利害に関する事実

25

高江のヘリパッド建設反対運動が過激化している状況は、極めて政治的な内容であって、国民が知るべき情報であるにもかかわらず、これらが報道されていない。反対運動の実情を伝えることは国民が本来知るべ



き重要な判断資料を提供するものであるから、公共の利害に関する事実である。

(イ) 公益目的

上記のとおり、本件各番組は、報道機関によって報道されないことでゆがめられた国民の知る権利を是正するものである。また、犯罪行為が行われ、高江の住民に多大な影響を与えている反対運動に関する本件各番組は、専ら公益を図る目的で制作、放送されたものである。

(ウ) 真実性、真実相当性

仮に本件各番組が原告の主張する各事実を摘示していると認められるとしても、別紙1の「被告らの抗弁」欄記載のとおり、その摘示事実は真実であるか、被告らにおいて摘示事実が真実であると信じたことに相  
当な理由がある。

(原告の主張)

(ア) 事実の公共性について

本件で問題とされるべき公共性は、原告に対する摘示事実の公共性であって、本件各番組の全体の内容についての公共性ではない。

(イ) 目的の公益性について

本件で問題とされるべき公益性は、原告に対する摘示事実の公益性であって、本件各番組の全体の内容についての公益性ではない。

(ウ) 真実性、真実相当性について

別紙1の「抗弁に対する原告の主張」欄記載のとおり。

(2) 争点(2) (被告Aによる不法行為の成否) について

(原告の主張)

ア 不特定多数人に向けたテレビ番組に出演する者は、当該番組において他人の名誉を違法に侵害しないようにすべき注意義務を負う。番組司会者は、収録中に番組出演者が他人の名誉を毀損する発言をした場合、その発言者

に対して発言の根拠を質して真偽を問うことにより，当該発言が訂正されることもあるのであるから，発言者の発言の根拠を質してその真偽を問うという対応が法律上要求される場合がある。

5 本件各番組の場合，基本的に被告Aが番組を進行するという構造があり，また，スタジオで出演者が随時発言をするという状況がある一方で，被告Aが積極的に議論に入り込んで意見を述べ，あるいはD，Eその他の出演者に質問をし，あるいは合の手を入れるなどの関与をするという役割が構成されていたのであり，仮に出演者の誰かが他人の名誉を毀損する発言に及んだ場合，疑問を差し挟んだり真偽の程や根拠を確認したりすることが可能であった。

10 そうすると，被告Aは，本件各番組ないしその出演者が他人の名誉を毀損することを回避させることが可能なのであるから，番組出演者の発言のうちそれが他人の名誉を毀損することを予見することが可能なものについては，司会者として，その真偽等について注意を払うことが法律上要求され，当該発言によって他人の名誉が毀損されることを防止すべき注意義務を負うものと解すべきである。

15 イ これを本件番組1についてみると，被告Aが同番組において果たした具体的役割は，別紙2の「被告Aの過失」欄記載のとおりであり，同被告は，番組司会者において要求される上記注意義務に反したものであるから，原告に対して不法行為責任を負う。

20 次に，本件番組2についてみると，被告Aは，司会者としてこれが本件番組1の続報であることを明らかにした上で，その続報中において，D及びEが別紙1の⑩の「発言及び記載の内容」欄記載のとおり発言をするに任せ，その後そのまま本件番組2を進行させたものであり，同行為は番組司会者としての上記注意義務に反し，原告に対する不法行為を構成する。

25 なお，このように解しないとしても，本件各番組は一連一体のものである

から、本件番組1における被告Aの不法行為責任が認められる以上、同被告において、それと一体の番組である本件番組2によってもたらされる結果についても当然に責任を負うものである。

5 ウ 以上のとおり、被告Aは原告に対する不法行為責任を負うところ、同被告は、本件各番組を制作、放送した被告DHCないし原告の名誉を毀損する発言をした同番組出演者のEと共同不法行為責任（民法719条1項前段）を負う。被告DHCやEの行為は故意の不法行為であるといえるところ、故意の者と過失の者との間にも共同不法行為は成立する。

10 仮に被告Aの行為が原告に対する独自の不法行為を構成するものではなく、その援助助長に過ぎないとしても、同被告は、本件各番組のVTR部分についても番組出演者の個々の発言についてもとりたてて問題視しなかったのであるから、被告Aは、被告DHCらによる不法行為を幫助した者として、民法719条2項により、共同不法行為者と同様の責任を負う。

15 エ 被告Aは、収録中における同被告の司会進行と、編集後の本件番組の放送部分とは無関係であると主張するが、収録時に出演者が他人の名誉を毀損し、その内容が放送された場合、その番組の編集に当該出演者が関与しているか否かにかかわらず、当該出演者が名誉毀損に係る責任を負うことは明らかである。

20 （被告Aの主張）

ア 被告Aが本件番組1において果たした具体的役割に係る原告の主張に対する被告Aの反論は、別紙2の「被告Aの反論」欄記載のとおりである。

25 イ テレビ番組の出演者の発言が名誉毀損に該当するか否かを判断するには、それがいかなる事実を摘示しているか、当該摘示事実が人の社会的評価を低下させるものであるか、さらには真実性の要件を満たすかを判断する必要があるところ、当該判断は規範的な評価の問題を伴うものであり、限ら

れた時間で行われるトークバラエティ番組のスタジオ収録の際に、法律の  
専門家でない司会者が司会進行をしながら、収録中になされる出演者の  
個々の発言について、即座に規範的評価を正しく行うことは不可能である。  
また、個々の出演者の具体的発言に問題があれば、収録後の編集の段階で  
5 削除するなどの対応をすることもできる一方で、司会者が、その規範的評  
価について不確かな判断に基づいて、その場で、逐一出演者の話を遮った  
り否定したりしなければならぬとすれば、出演者による議論を阻害する。  
これらのことから、司会者がスタジオ収録の場で出演者の発言について  
逐一監視、是正する義務は認められない。

10 また、特定の場面が放送されるか否かは収録後の編集によって決まると  
ころ、被告Aは、本件テレビ番組の編集には一切関与し得ず、番組が放送  
されるまで編集後の番組内容を知らないのであるから、被告Aの収録中の  
司会進行と、原告が名誉毀損と主張する編集後の本件各番組の放送部分と  
は無関係である。

15 ウ したがって、被告Aは、幫助者としての責任を含め、原告に対して何ら  
の不法行為責任を負うものではない。

(3) 争点(3) (原告の損害及びその額) について  
(原告の主張)

20 原告はBの代表者であり、沖縄の平和運動に携わってきた者である。原告  
にとっては市民からの信頼が命であるところ、原告が犯罪行為も厭わぬ過激  
な団体の活動を煽ったり支援したりしているなどとの虚偽の事実を流布され  
ることは、市民からの信頼の喪失につながるものが必定であり、原告にとっ  
て致命的な打撃であるのみならず、信用毀損による原告の仕事に対する悪影  
響は甚大なものである。

25 原告は、本件各番組が東京メトロポリタンテレビで放送された直後から、  
原告はテロリストのリーダーであるなどと糾弾されたり、私生活上において

も種々の嫌がらせを受けたりし、精神科へ通院するほどの精神状態となり、仕事にも支障が生じたことなどから、平成29年11月からの2年間を海外で生活することを余儀なくされた。

5 また、本件各番組の内容は、人種等を理由とする差別に該当するものであって、被害者の精神的苦痛を増加させるものである。

以上のような事情に鑑みると、本件各番組によって原告が受けた精神的な打撃は致命的であり、これを金銭に換算すると慰謝料額としては1000万円を下らない。また、被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は100万円を下らない。

10 (被告らの主張)

争う。

(4) 争点(4) (本件各番組の差止め及び削除の可否) について

(原告の主張)

15 本件各番組は原告に対して致命的な打撃を与えるものであり、今後これ以上の名誉毀損が続いた場合、原告の損害の回復は不可能である。そのため、本件各番組による名誉毀損には、人格権としての名誉権に基づく差止めが認められるべきであり、被告DHCに対しては、今後の本件各番組の公表を禁じるほか、別紙ウェブサイト目録記載の各ウェブサイトからの本件各番組の削除を命じることが認められるべきである。

20 (被告DHCの主張)

争う。

(5) 争点(5) (被告DHC及び被告Aによる謝罪広告の必要性) について

(原告の主張)

25 仮に本件各番組の差止め及び削除の請求が認められなかった場合、別紙ウェブサイト目録記載の各ウェブサイトで公開、配信がされている本件各番組による名誉毀損が継続するところ、これらは不特定多数の者がいつでも閲覧

可能であるから、原告が受けた名誉毀損の損害を完全に回復するためには、被告らそれぞれにおいて、被告らの各行為が原告の名誉を毀損する違法行為であることを対外的に宣明することが必要である。

(被告らの主張)

5 事実を否認し、主張は争う。

(6) 争点(6) (原告による被告Aに対する不法行為の成否) について

(被告Aの主張)

原告による以下の一連の行為は、被告Aの社会的評価を低下させ、応訴の負担を強制し、表現の自由、営業の自由及び労働者の働く権利を侵害するものであり、同被告に対する包括して一個の不法行為を構成する。

ア 本訴の提起

(ア) 原告は、以下のとおり、本訴に係る訴えが事実的、法律的根拠を欠くものであることを認識し、少なくともその認識を欠くことについて重大な過失があったにもかかわらず、被告Aの雇用主であった中日新聞社に代わって自ら同被告を「処分」する意図・目的、同被告が円満退社したことの腹いせ、反ヘイト等の活動に不都合な言論の抑圧、同被告を言論の場から徹底的に排除することなどの目的であえて本訴を提起したものであり、本訴の提起は裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠き、被告Aに対する不法行為を構成する。

20 (イ) 事実的、法律的根拠の欠如

本件各番組が摘示したとする事実に関する原告の主張が事実的根拠及び法律的根拠を欠き成り立たないことについては上記(1)アないしウにおける(被告らの主張)記載のとおりである。

被告Aに対する訴えにおける原告の主張は、当初のものから変遷し、裁判所の釈明などを経て特定されたものであって、主張に係る被告Aの注意義務についての根拠のなさを露呈するものである。もとより原告は、

番組司会者が負うべき注意義務の存在を一切立証しておらず、むしろそのような注意義務など存在せず、出演者に自由な発言を積極的に促すことが司会者の役割であることは顕著な社会常識であるから、そもそもかかる原告主張が主張自体失当であることは明白である。また、仮に被告  
5 Aにおいて原告主張の注意義務が存在するとしても、上記(2)における  
(被告Aの主張)記載のとおり、同被告において注意義務違反が存在しないことは明らかである。

したがって、被告Aに対する本訴提起が事實的、法律的根拠を欠くことは当然かつ明白である。

10 (ウ) 原告が事實的、法律的根拠の欠如を知り又は容易に知り得たこと

原告は、被告Aが本件各番組の企画、構成に関わっているという事実を否認していることについて悪意である。また、原告は被告Aが本件各番組の制作に企画、構成から関わっていることの根拠を有しておらず、かつ、当該根拠を有していないことを原告自身が認識していたことも明  
15 らかである。そうすると、原告が、過失による不法行為を構成する被告Aの具体的な行為として主張する別紙2の「被告Aの過失」欄記載の各行為を根拠とする原告の主張が成り立つ余地はなく、かつ、そのことにつき、原告は知り又は容易に知り得たといえる。

イ 名誉毀損

20 平成29年1月31日の中日新聞社宛抗議文、平成30年3月8日、同年7月20日及び同月31日の各記者会見における原告及びC弁護士の発言等の内容は、以下のとおり、被告Aの名誉を毀損するものであり、原告は、C弁護士の発言等部分を含めて(同部分については共同不法行為者として)被告Aに対する不法行為責任を負う。

25 (ア) 摘示事実

別紙3の「発言及び記載の内容」及び「摘示事実」欄に各記載のとおり

り。

(イ) 社会的評価の低下

別紙3の「摘示事実」欄記載の各事実は、いずれも、ジャーナリストである被告Aの社会的評価を著しく低下させるものである。

5

(ウ) 関連共同性

C弁護士は、遅くとも平成29年1月27日頃から原告とともに被告Aに対する抗議活動に加わっているところ、原告及びC弁護士の発言は、①被告Aがデマを広めたとする点、及び、②東京新聞の論説副主幹であった被告Aが処分される必要があるとする点において終始一貫している。

10

上記の抗議文及び各記者会見における原告及びC弁護士の発言等の内容は上記①又は②を骨子とするものであり、これらはそれまでの上記抗議活動の一環として行われたものであるから、原告とC弁護士との間には客観的関連共同性が認められる。

(エ) 原告主張の違法性阻却事由等が存在しないこと

15

別紙3の「抗弁に対する被告Aの主張」欄記載のとおり。

ウ 本訴提起及びその前後の2度の記者会見

(ア) 仮に原告による被告Aに対する本訴提起が事実的、法律的根拠を欠くものであることを通常人であれば容易に知り得たものとまでいえなかったとしても、以下のとおり、本訴提起の前後2度の記者会見を併せ鑑みると、本訴提起及び2度の記者会見は著しく相当性を欠き、不法行為を構成する。

20

(イ) すなわち、被告Aに対する本訴の提起は、著しく事実的、法律的根拠に乏しいものであるうえに、名誉毀損に基づく権利行使という外形を装っているものの、真に被害回復を図る目的をもってされたものとはいえず、被告Aが新聞社を円満退社したことへの腹いせ、反ヘイト等の活動に不都合な言論の抑圧、被告Aを言論の場から徹底的に排除することな

25



どを目的とした行為であり、言論の自由に与える影響は甚大であって、著しく相当性を欠くものである。

5 (ウ) 本訴提起の前後に、平成30年7月20日及び同月31日の2度にわたって行われた記者会見において、原告及びC弁護士は、被告Aに対する本訴提起の事実を公表し、同被告が本件各番組においてデマであることを知りながら原告への誹謗中傷を煽るような発言を繰り返したなどと発言しており、上記記者会見の内容が報道されれば、被告Aが名誉を毀損したことを理由に訴訟を提起されたという事実が広く世間に知れ渡ることとなり、一般の視聴者・読者に対し、被告Aが原告の名誉を毀損したかのような印象を与える蓋然性が高く、また、メディア関係者に対しては、同被告のジャーナリストとしての信用が毀損されるばかりでなく、出演依頼や執筆依頼が差し控えられるなどして、ジャーナリストとしての活動が制限される蓋然性が高いものである。

10  
15 そうすると、これらの記者会見は、被告Aが名誉毀損訴訟の被告となったことを広く世間に知らしめることにより、被告Aを罰するとともに、反ヘイト等の活動に不都合な言論を抑圧し、被告Aを言論の場から排除する手段として用いられたものといえることができ、著しく相当性を欠く。

#### エ 過度に執拗な抗議活動

20 (ア) 原告は、平成29年1月31日、C弁護士その他の者と共同で、被告Aの雇用者である中日新聞社に対し、同被告が反対運動に関して虚偽の情報を流布するなどしたとして、被告Aについての中日新聞社の雇用者責任を追及し、基地問題に対する東京新聞の報道姿勢との整合性を問い詰める内容の抗議文を提出した。

25 (イ) C弁護士は、平成30年3月8日の記者会見において、被告Aが「この1月2日の本放送で煽りに煽った」、「デマを流している」、「人種差別的な行動に加担している」といういずれも真実ではない事実を摘示

した上で中日新聞社に対して被告Aの処分を求める発言を行った。

(ウ) 原告が本訴を提起して被告Aに応訴という多大な負担を強制し、その前後に2度にわたり、原告及びC弁護士が記者会見を開いたこと及びその内容は、上記アないしウのとおりである。

5 (エ) このように、原告やC弁護士らが被告Aに対して行った一連の抗議活動は、「ヘイト」や「デマ」の名のもとに被告Aに対して徹底的な個人攻撃及び批判を加え、ジャーナリストとしての社会的生命を抹殺しようとするものであり、目的に比して手段が著しく相当性を欠いたものであるうえ、言論の自由を萎縮させるとともに社会生活上許容される受忍限度を超えており、被告Aに対する不法行為責任を構成する。なお、原告  
10 がC弁護士の言動についても共同不法行為者として不法行為責任を負うことは、上記イ(ウ)と同じである。

(原告の主張)

ア 本訴提起について

15 事実は否認し、主張は争う。

被告Aが原告に対して不法行為責任を負う旨の原告の主張は、何ら事実的、法律的根拠を欠くものではない。

イ 名誉毀損について

20 被告Aの主張に対する反論等は以下のとおり。なお、下記(ウ)のとおり、原告は各記者会見におけるC弁護士の発言に関してはいかなる意味においても責任を負わない。

(ア) 摘示事実について

摘示事実に関する原告の主張は、別紙3の「摘示事実に関する原告の主張」欄記載のとおり。

25 (イ) 社会的評価の低下について

a 別紙3の「発言及び記載の内容」欄記載のI-①について

対立する当事者間で相手方の言い分を虚偽であると論評しているに過ぎないのであって、これによって被告Aの社会的評価が低下することはなく、仮に低下するとしてもその程度は僅少であって、不法行為が成立するほどの違法性はない。

5 b 別紙3の「発言及び記載の内容」欄記載のI-②について

被告Aが意見を述べた発言内容に対して疑問を呈したにすぎず、これによって同被告の社会的評価が低下することはない。

c 別紙3の「発言及び記載の内容」欄記載のI-③, ④について

10 これらの発言部分が被告Aの社会的評価を低下させるものであることは特段争わない。

(ウ) 関連共同性について

15 弁護士は、受任事件に関して記者会見をするような場合には、かかる記者会見を行うか否か、その場における発言をどのようにするかなど、法律専門家である弁護士の職責に照らして、独自の判断に基づき適切に対応することが要請されるものである。この場合において、受任事件の  
20 依頼者は、一定の意向を示すのが通常であるが、弁護士としては、その職責上、依頼者の意向よりも、第一次的に弁護士としての判断と責任に基づいて対応すべきものである。したがって、依頼者としては、弁護士に対し意図的に虚偽の情報を提供するなどして、弁護士の判断を誤らせたなどの特段の事情がない限り、弁護士の行為について、不法行為責任  
(使用者責任を含む。)を負うものではない。

被告Aが問題としている記者会見におけるC弁護士の発言については、原告は一切関与していない。

したがって、C弁護士の発言について原告の責任を問う被告Aの主張  
25 は失当である。

(エ) 違法性阻却事由等

平成29年1月31日の中日新聞社宛て抗議文及び平成30年7月20日の記者会見による名誉毀損に関しては、別紙3の「平成29年1月31日中日新聞社宛て抗議文」及び「平成30年7月20日記者会見」の各「原告の抗弁」欄に記載のとおり、いずれも違法性阻却事由等の存在が認められる。

ウ 本訴提起及びその前後の2度の記者会見について

名誉毀損訴訟を提起することが雇用者による処分を代替することになるはずがなく、被告Aの主張は、原告の行った提訴及び記者会見につき、それらを腹いせであるとか、言論を抑圧し、言論の場から徹底的に排除することなどを目的としたものと主観的に決めつけているにすぎず、失当である。

エ 過度に執拗な抗議活動について

被告Aの主張は、原告の活動が不服である旨を述べ、名誉毀損や不当訴訟によって表現の自由や営業の自由が侵害されたとの損害を述べているにすぎない。また、原告の言動によって被告Aの働く権利ないし利益が不当に侵害されたことはない。

(7) 争点(7) (被告Aの損害及びその額) について

(被告Aの主張)

被告Aは、原告の一連の不法行為によって以下の損害合計2700万円の損害を被った。

ア 信用毀損による無形損害 2000万円

一連の不法行為によってジャーナリストである被告Aが被った個々の逸失利益を算出して立証することは極めて困難であり、これらの損害はジャーナリストとしての信用が毀損されたことによる無形損害として評価されるべきであるところ、被告Aのジャーナリストとしての活動内容や一連の不法行為が同被告に及ぼした影響の大きさに照らすと、上記損害は200

0万円を下らない。

イ 精神的苦痛に対する慰謝料 300万円

被告Aは一連の不法行為によって多大な精神的苦痛を被っており、これを金銭に換算すると、慰謝料額としては300万円を下らない。

5 ウ 弁護士費用 400万円

被告Aに対する本訴の請求内容に照らすと、同被告が弁護士に委任してこれに応訴することを余儀なくされたことによる弁護士費用相当の損害金は400万円を下らない。

(原告の主張)

10 損害の発生は否認し、主張は争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (被告DHCによる不法行為の成否) について

##### (1) 本件各番組の摘示事実

15 ア 本件においては、地上波においてテレビジョン放送をされた番組によって摘示された事実の内容が問題となるどころ、テレビジョン放送をされた番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点については、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断するのが相当である。そして、テレビジョン放送をされる番組においては、視聴者は、音声及び映像により次々と提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされるのであり、同一の番組を録画等により見返すなどしない限り、  
20 提供された情報の意味内容を十分に検討したり、再確認したりすることができないものであることからすると、当該番組により摘示された事実がどのようなものであるかという点については、当該番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受  
25

ける印象等を総合的に考慮して判断すべきである（最高裁平成14年（受）第846号同15年10月16日第一小法廷判決・民集57巻9号1075頁参照）。

以下、これに基づき本件各番組の摘示事実について検討する。

5 イ 本件番組1について

(ア) 上記前提事実(2)イによれば、本件番組1の内容は、次のようなものであった。

10 本件番組1の開始後02:37経過部分（以下、分秒の表示は本件番組1開始からの経過時間を指す。）から03:48までの部分は、取材VTRの冒頭で、現地取材を行ったDが「高江ヘリパッドの建設現場で過激な反対運動が行われている」などと話したうえで、さっそく遭遇した基地反対派のデモ活動を行っている集団と緊張関係が生まれ、取材を継続することで集団を刺激し、襲撃されることを危惧していったんその場から撤退したとの内容のものであり、一般の視聴者に対して、高江ヘリパッドの建設現場で過激な反対運動が行われているとの事実を強く印象付けるものといえる。

15 さらに、05:55から08:11の場面では、「当日高江ヘリパッド移設現場は過激デモで危険な為ロケ中止の要請が」「反対派の暴力行為により、地元の住民でさえ高江に近寄れない」「警察でも手に負えない高江ヘリパッド反対デモ運動」、「公道に違法駐車して道路を封鎖する反対派の活動家」、「過激派が救急車も止めた?」、「防衛局、機動隊員の方が暴力を振るわれている」との内容の発言やナレーション、テロップに加え、地元住民へのインタビューの場面では住民やDが反対派を指してテロリストのようである旨を述べる部分や同旨のテロップが表示され、さらに、「なぜ、後先考えず犯罪行為を繰り返すのか。」とのナレーション及びテロップが加えられている。「テロリスト」とは、テ

ロリズムすなわち政治目的のために暴力あるいはその脅威に訴える傾向又はその行為を奉ずる者をいい、一般の視聴者においてもテロリストとは過激な暴力的行為を行う者であると認識するものと考えられるから、上記の番組部分は、一般の視聴者に対して、高江ヘリパッドの建設現場  
5  
で過激な反対運動が行われているとの事実をさらに印象付け、その活動内容はテロリストが行うような過激な暴力行為を伴うものであり、そのような犯罪行為が繰り返されているとの印象を与えるものといえる。

(イ) その後、08：11から09：16の場面では、「なぜ犯罪行為を犯すのだろうか？」とのナレーション及びテロップ、その直後に「その裏  
10  
には信じられないからくりがあった。」とのナレーション及びテロップが表示されるなどし、さらに、東京で配られていた「ホットケナイ、高江。ないちゃ～大作戦！全員集合 2016年9月9日」と記載されたチラシ（乙3と同内容のもの。以下「本件チラシ」という。）には5万円を支給する旨の記載があること、普天間基地の周辺において「2万円」  
15  
と書かれた封筒が発見されたことなどを紹介した上、「反対派デモの人達は何らかの組織に雇われているのか。」とのナレーションとともに、「反対派は日当を貰っている！？」、「反対派の人達は雇われている！？」とのテロップが表示されるなどしており、上記の場面は、上記  
20  
(ア)の場面と併せると、一般の視聴者に対して、高江ヘリパッド建設現場において行われている暴力を含む犯罪行為を伴う過激な運動に従事している者は何らかの組織によって雇われて活動に参加している可能性があると  
25  
の印象を与えるものといえる。

(ウ) そして、スタジオに戻った10：38からの場面においては、14：35以降、過激な反対運動をしている者の中に沖縄の地元の人がどの程度含まれているのだろうかとの話の流れにおいて、Eが、「そういう意味では、Dさんがさっき取材してくれた、この情報っていうのは貴重だ

など思ったのは、『B』の原告さんの名前が書かれたパンフレットがあったじゃないですか。」「この方々っていうのはもともとは、反原発、そしてそれに続いて反ヘイトスピーチ、そしてもう職業的にずーっとやってきて、今沖縄行っている。」と述べ、その際、画面上には、

5 「『B』“原告”は何者？」「反原発、反ヘイトスピーチ、基地建設反対など…職業的に行っている？」とのテロップが表示され、他の出演者がVTR内で紹介したチラシ（本件チラシ）に記載されていた「5万円」の財源を問い、Dがそれについては本当に分からないなどと答えるやりとりをしていた際に、画面上には「沖縄・高江ヘリパッド問題」「反対

10 運動を煽動する黒幕の正体は？」とのテロップが表示され、その後CMや他の話題場面を挟んだ後、本件チラシに記載の「5万円」の問題につき、被告Aが、「でも、ちょっと聞きたいのは、お金ですよ。5万円日当出すなんて。これは誰が出しているの。」などと問うと、Dにおいて

15 「これ、本当にわからないんですよ。だからね、これ「B」というところに、まあこれ書いてあって。で、联合会館で、お茶の水でやっているわけですよ、これ。お茶の水でやっているの。だから、東京から、そういう反対派の人たち、さあ一緒にみんなおいでよ5万円あげるからと。いうことで、まあ格安の、格安のチケットで行けば、そりゃ行けますよね。」との発言が、Eにおいて、「この原告さんっていうのは、あれな

20 んですよ。在日韓国・朝鮮人の差別ということに関して戦ってきた中では、カリスマなんですよ。もうピカイチなんですよ。お金がガンガンガン集まってくるっていう状況があるんですね。」との発言があり、Eの当該発言の際には画面上に「『B』“原告”は差別と戦うスペシャリスト」

25 上記の場面は、それ以前の場面が、上記(ア)、(イ)のとおり、一般の視聴者に対して、高江ヘリパッド建設現場において行われている暴力を含む



5 犯罪行為を伴う過激な運動に従事している者は何らかの組織によって雇  
われて活動に参加している可能性があるとの印象を与えるものであること  
を併せ考慮すると、「B」という組織が上記の過激な運動の参加者を  
雇ってこれを煽動しているとの印象を与えるものと認められる。そして、  
本件番組1は、上記の場面において、Eの「『B』の原告さん」という  
同組織名と原告名を同格の「の」で連結した発言をそのまま放映したり、  
番組テロップで「『B』“原告、”と同組織名と原告名を直結させた表  
示をしたりしていることからすると、一般の視聴者に対して、「B」と  
10 とは原告と実質的に一体化した組織であって、両者の人格が融合し、「B」  
とは原告のことであるとの印象を与えた上で、原告には集金力があり、  
原告が集金した金銭が反対運動を行う者に支払われる5万円の原資とな  
っているとの印象を与えるものといえることができる。

さらに、「反対運動を煽動する黒幕」という表現は、反対運動の前面  
には姿を現わさずに、裏側から反対運動をそそのかし操作している人物  
15 という印象を一般の視聴者に与えるものであって、一般の視聴者として  
は、原告が反対運動において暴力や犯罪行為が行われることを当然に認  
識・認容しているとの印象を受けるものと解される。

(エ) 以上によれば、本件番組1の摘示事実は、原告が、暴力や犯罪行為も  
厭わない者たちによる反対運動に関し、同反対運動において暴力や犯罪  
20 行為がされることを認識・認容した上で、経済的支援を含め、これを煽  
っているという事実を摘示するものであると認められる。

(オ) これに対し、被告らは、本件番組1は原告との関係で何らの事実を摘  
示するものではないなどと主張するが、一般の視聴者の普通の注意と視  
聴の仕方とを基準とすれば、本件番組1は原告につき上記(エ)のとおり  
25 事実を摘示するものと認められるのであり、被告らの主張は理由がない。

ウ 本件番組2について

(ア) 上記前提事実(2)イによれば、本件番組2においては原告個人を直接に名指しして言及する場面はなく、本件各番組が元々連続性を有する番組として制作・放送されることが予定されていたわけではなく、視聴者がこれらを連続して視聴することが想定されているものではないものの、  
5 本件各番組は毎週同じ曜日の同一の時間帯にレギュラー放送されていたものであり、同一の番組を定期的に視聴する者は相当数存在すると考えられるところ、本件番組2は、本件番組1の放送の1週間後に放送されたものであって、時間的にも近接していることも考慮すると、本件番組1と本件番組2の視聴者は相当程度重複していると推認される。そして、  
10 本件番組2の内容としても、本件番組1がSNS上で批判の対象となっていることを受けて、SNS上の批判内容を探り上げた上で、本件番組1で放送した内容を一部紹介したものであるから、本件番組2の相当数の視聴者は本件番組1の内容と関連付けて本件番組2を視聴すると考えられる。

15 そうすると、本件番組2の摘示事実の内容を判断するに当たっては、本件番組1の放送内容ないしその摘示事実を踏まえて行うのが相当である。

(イ) この観点から本件番組2の摘示事実についてみると、同番組においては、全体として、「B」が5万円を支給して高江へリパッドの建設反対運動にデモ隊を動員しているとの事実が摘示されているものと認められるところ、上記のとおり、本件番組1においては、上記反対運動は暴力を含む犯罪行為を伴う過激なものであり、「B」と一体化した原告がその参加者を雇ってその運動を煽動していること、原告には集金力があり、  
20 同人が集めた金銭が上記参加者に対する金銭支払の原資となっていることが摘示されており、本件番組2においてこれらの事実の真実性について疑問を呈するような場面は特段見受けられない。そうすると、一般の  
25

視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準にした場合、本件番組2における上記の事実摘示部分は、本件番組1と同様に、原告が、暴力や犯罪行為を伴う反対運動に関し、同反対運動において暴力や犯罪行為が行われることを認識・認容した上で、経済的支援を含め、これを煽っている

5

(ウ) これに加え、本件番組2においては、Dが、公安調査庁発行に係る2015（平成27）年版の「内外情勢の回顧と展望」という冊子の記載の一部を朗読した上で、DとEとが、同冊子には、中国が沖縄に存在する米軍基地に対する反対運動に従事する人たちに接触していることが記載されており、公安調査庁という国の機関がそのことを認めている旨のやり取りを行う場面がある。一般の視聴者がこれらのやり取りを見た場合、上記(イ)の摘示事実も併せ考慮すると、反対運動を煽動している原告は、公安調査庁が注視するような危険な存在であるとの印象を受けるものということができる。

10

15 (2) 社会的評価の低下の有無について

本件各番組によって摘示された、原告が、暴力や犯罪行為を厭わない者たちによる反対運動に関し、同反対運動において暴力や犯罪行為が行われることを認識・認容した上で、経済的支援を含め、これを煽っているとの事実、原告の社会的評価を低下させるものであることが明らかである。

15

20 (3) 違法性阻却事由等の有無について

ア 摘示事実の公共性、公表の公益目的について

高江のヘリパッド建設現場において暴力を含む犯罪行為を伴う過激な反対運動がされているという事実や、そのような反対運動がどのような背景事情を有する者によって行われているのかという事実は、我が国の防衛政策と密接な関係を有する在日米軍の基地問題に関するものであり、一般市民が関心を寄せるのが正当であると考えられる事項であると認められる。

25

したがって、上記の各事実は公共の利害に関する事実であるということが出来るうえ、その内容に照らし、被告DHCは、これらの事実を広く視聴者に知らしめるとの公益を図る目的で上記各事実を公表したものと推認することができる。

5 イ 摘示事実の真実性について

(ア) 被告DHCは、沖縄の高江ヘリパッド建設に関する反対運動が、暴力や犯罪行為も厭わない者たちによる反対運動であることは関係証拠に照らして明らかであり、原告がその実施を承認、推奨している高江の県道を走行する車両を停止させるような行為は往来妨害罪ないし道路交通法違反の犯罪行為に該当するものであること、原告が共同代表を務めるBは、抗議活動中の行為につき傷害罪等で逮捕されたFやGことG'（以下「G」という。）の逮捕の不当性を表明し、Fの反対運動の支持を訴えたり、Gを自らが開催する集会に招へいしたりしていることなどからすると、原告が、反対運動において暴力や犯罪行為がされることを認識・認容した上で、経済的支援を含め、これを煽っていることは真実である  
10  
15  
と主張する。

(イ) そこで検討するに、上記前提事実及び後掲証拠等によれば、Bないし原告の活動内容等に関して以下の事実が認められる。

a 原告は、東京都生まれの在日朝鮮人であり、これまで種々の人権活動を行い、平成25年9月には、市民団体である「B'」（B）を設立し、現在に至るまで共同代表としてその運営に携わっている。  
20

b Bは、平成28年9月9日に東京都内で「ホットケナイ、高江。ないちゃー大作戦会議！」と題する集会を開催した。（乙3）

c 同集会の開催にあたって配布されたチラシ（本件チラシ）には、  
25 「『市民特派員』を沖縄・高江に送ろう」、「往復の飛行機代相当、5万円を支援します。あとは自力でがんばってください!」、「高江

にたどり着いて、T w i t t e rやF a c e b o o kなどのSNS、もしくはツイキャスでの中継をお願いします。」、「戻ってから千字程度の報告をお願いします。報告は原告さんのF a c e b o o kか、BのF a c e b o o kなどに掲載させていただきます。」との記載がされている。(乙3)

5  
d 同集会には原告も参加しており、その際、原告は、「非暴力とは無抵抗ではないんです。知恵を使って戦うということです。」、「向こう行って何しろやってこい、とか言って頑張って撮って来た写真は、これから、実はPさんはたくさんの写真を撮る機会を逸しました。なぜならば、現場の人が足りないからです。だから現場で彼ら二人がね、20何台もね、止めた。それでも1日止められるのが、15分。でもあと3人行ったらね、16分止められるかもしれないんです。もう1人行ったら20分止められるかもしれないんです。だから、送りたいんです。」、「私たちは、私もね、はっきり言います、一生懸命これから稼ぎます。」、「なぜならば、私もう、あの、体力ない。あとは、若い子に死んでもらう」、「それからじいさんばあさん達はですね、あの、向こうに行ったら、ただ座って止まって何しろ嫌がらせをして、みんな捕まってください。」、「Fのそばに人を送ってもらいたいと思います。」などと発言した。(乙9、丙6)

10  
15  
20 e 同集会においては、Gが報告者として出演していた。(乙3)

Gは、平成28年9月24日に高江ヘリパッド建設工事に抗議していた際に防衛省沖縄防衛局職員に対して傷害を負わせたとの容疑で同年10月4日に逮捕され、その後有罪判決を受けた。(乙29、57の3・4)

25 同月6日、Bは、SNSの一種であるF a c e b o o k上において、Gの逮捕に抗議する内容の投稿を行った。(乙29)

f Fは、平成28年8月25日に高江ヘリパッド建設工事に伴うフェンス設置等に従事していた沖縄防衛局職員に対して傷害を負わせたとの容疑で逮捕され、その後有罪判決を受けた。(乙57の1・2・4)

平成29年2月23日、Bは、SNSの一種であるTwitter上において、Fが逮捕されたことに対して「不当逮捕」であるとの投稿を行った。(乙28)

g Bは、本件チラシのほか、動画投稿サイトのYouTube上でも、「今ここで起きていることを高江に行き日本中に伝えてくれる特派員を募集しています」との呼び掛けを行った。

上記の募集に応じた特派員に対しては往復の飛行機代相当額として5万円が支給されているところ、その資金はカンパによって賄われている。カンパは現在までに110万円が集まり、Bはこれを基に16人を高江に特派員として派遣した。(甲15、乙3、原告本人4、7、17頁)

h Bによって派遣された特派員の報告書には、工期を遅らせるためにダンプカー隊列阻止運動に参加した旨、座り込みに参加した旨が記載されている。(丙7)

(ウ) 原告は、高江の反対運動において、ヘリパッド建設工事に対する抵抗の手段として、道路に座り込んで工事車両の通行を妨害する行為を呼び掛けているところ、その座り込みの形態によっては往来妨害罪等の犯罪行為として問われかねないのであって、その限度ではそのような実力行使の抵抗方法が採られることを認識・認容している側面があることは否定し難い。

また、Bが、FやGが高江ヘリパッド建設工事に関連する防衛局職員に対する傷害被疑事件で逮捕されたことに対してSNS上で抗議声明を発したり、平成28年9月9日に行った集会にGを招へいし、同集会に

において、原告が、高江において反対運動をしているFの元に人を送りたいなどと発言したりしていることからすると、Bないし原告において、高江における反対運動に関し、傷害事件を起こしたFやGと友好関係にあったことが窺える。

5           さらに、Bが、往復の飛行機代相当額として5万円を支給するとの触れ込みで、反対運動を取材する特派員を募集していたことは上記認定のとおりである。

10           しかしながら、これらの事実をもってしても、原告が、暴力や犯罪行為も厭わない者たちによる反対運動において暴力や犯罪行為がされることを認容しているとの事実や、経済的支援をするなどして暴力行為が伴うような反対運動を煽っているとの事実を認めることは困難であり、その他本件全証拠を総合しても、上記各事実を認めるに足りない。上記認定事実によれば、Bが金員を支給して高江に特派員を派遣しているのはあくまで高江のヘリパッド建設現場における反対運動の現状を発信して  
15           もらうことに主たる目的があるものと認められるうえ、これまでに派遣した特派員の人数は16人とどまっており、実際に特派員により行われた活動についてみても、特派員の報告（丙7）の中にヘリパッド建設工事の関係者や沖縄防衛局職員らに暴力を振るった旨の記載はないことからしても、上記特派員の派遣及び交通費の支給が反対運動を煽る目的  
20           でされたものとは認め難い。また、Bや原告が上記特派員以外の反対運動の参加者に対して現金を支給したことを認めるに足りる証拠はなく、本件番組1で採り上げている普天間基地の周辺で発見されたとする「2万円」と書かれた封筒についても、当該現金がBや原告から反対運動の参加者に支給されたことを支える根拠は示されておらず、原告との関連  
25           は全く不明であり、原告から反対運動の参加者に支給されたかのような印象付けをしているにすぎない。

加えて、上記集会における、「非暴力とは無抵抗ではないんです。知恵を使って戦うということです。」との原告の発言からは、原告が非暴力による抵抗運動を志向していることが推認される。もっとも、上記のとおり、原告は、高江の反対運動におけるヘリパッド建設工事に対する抵抗の手段として、道路に座り込んで工事車両の通行を妨害する行為を呼び掛けているところ、その座り込みの形態によっては往来妨害罪等の犯罪行為として問われかねないものであって、その限度では、原告がそのような実力行使の抵抗方法が採られることを認識・認容している側面があることは否定し難いが、本件各番組では、「暴力」の内容が道路への座り込みによって行われていることは示されておらず、むしろ、反対運動の参加者に関して、「過激（派）」、「（Dが）襲撃され（る）」、「警察でも手に負えない」、「テロリスト」などの表現を使用して、殊更に危険性の高い暴力が直接身体に加えられる可能性を強調し、それを一般の視聴者に印象付けているものと認められるから、本件各番組の摘示する暴力と原告が上記集会で採り上げた抵抗方法とでは、暴力ないし実力行使の次元が異なり、一般の視聴者が受ける「暴力」に関する印象は全く異なるものである。そうすると、原告の上記発言内容をもって、原告が、暴力や犯罪行為を厭わない者たちによる反対運動に関し、同反対運動において暴力や犯罪行為が行われることを認識・認容した上で、経済的支援を含め、これを煽っているとの事実のうちの重要な部分の真実性が証明されているとは到底いえない。

(エ) したがって、被告DHCの上記(ア)の主張は採用することができない。

ウ 摘示事実を真実と信ずることの相当性について

被告DHCは、仮に本件各番組における摘示事実が真実と認められないとしても、同被告がこれを真実と信ずるについて相当の理由があると主張する。



この点について、同被告は、いつ、どのような根拠に基づいて上記のとおり信じたのかについて具体的に主張していないが、本件各番組でBに関して採り上げられた本件チラシの上記記載内容、封筒の記載内容やEの上記発言内容は、摘示事実を真実と信じる根拠として薄弱であるうえ、同被告はそれらの点を含め摘示事実の真偽を確認するためにBないし原告に対する裏付け取材をしていないのであって（証人H 3 4 頁， 弁論の全趣旨），他に上記イで同被告が指摘している根拠が加えられたとしても、同被告が本件各番組における摘示事実を真実と信じるについて相当の理由があったとはいえない。

10 (4) 以上の次第であり、被告DHCが本件各番組を制作、放送したことは原告の名誉を毀損するものであり、同被告はこれにつき原告に対する不法行為責任を免れないといわざるを得ない。

## 2 争点(2) (被告Aによる不法行為の成否) について

15 (1) 上記前提事実及び後掲証拠等によれば、本件各番組の作成経緯等に関して以下の事実が認められる。

### ア 本件番組1の制作及び放送等

20 (ア) 被告DHCは、平成28年12月当時、本件テレビ番組の企画及び制作をテレビ番組制作会社である株式会社ボーイズ（以下「ボーイズ」という。）に委託しており、同社の執行役員であるHがそのプロデューサーを務めていた。（乙42， 丙24， 証人H3頁， 弁論の全趣旨）

(イ) 被告Aは、本件番組1の収録日当日である平成28年12月15日、台本（丙26の2）を基にHらとの間で打合せを行った。なお、その収録前にリハーサルは行われていなかった。（丙24， 26の2， 34， 37， 証人H23頁， 被告A30頁）

25 (ウ) 本件番組1のテロップやナレーションは、沖縄の現地取材のVTR部分についてはスタジオ収録よりも前に入れられたものであり、スタジオ

収録部分のナレーションやテロップは、スタジオ収録後に入れられたものである。

5                   なお、Hは、上記V T R部分の編集を行った際は原告に関して特段の知識を有しておらず、一般の者という認識しか持っていなかったことから、V T R部分で映し出された本件チラシの原告の氏名部分にぼかしを入れる処理をしていた。その後、収録が行われた際のEの発言でその存在を認識するに至り、同月26日に東京メトロポリタンテレビに納品するまでの間に、原告のことを調べ、Bの共同代表であり、沖縄の基地問題に関する活動を行っている人物であるとの情報を得たり、同年9月9日  
10                   日の集会における原告の発言を確認したりするなどし、原告は著名な活動家であるとの認識から、本件番組1で原告の個人名を出すこととし、編集担当者とともに必要な編集を行い、番組を完成させた。(丙24, 証人H5～8, 40～41頁, 被告A30頁, 弁論の全趣旨)

(エ) 被告Aは、本件各番組の企画、制作や編集には関与しておらず、本件  
15                   各番組のナレーションやテロップの内容を決める立場にもないことから、スタジオ収録後に入れられたナレーションやテロップの内容をその放送前に知る機会はなかった。(丙34, 37, 証人H20頁, 被告A3～4頁)

#### イ 本件番組2の制作及び放送等

20                   (ア) 平成29年1月5日、本件番組2の収録が行われた。

                  本件番組2では、本件番組1の放送後、T w i t t e r上で同番組に対する批判が噴出する状態となっていたことから、急きよ本件番組1について採り上げることとなった。(乙2, 58, 59, 61, 弁論の全趣旨)

25                   (イ) 被告Aは、本件番組2の収録日当日に、Hとの間で打合せを行った。その際、Hは、被告Aに対して、収録時にL E D画面に表示することと

5 なっていたT w i t t e rにおける本件番組1の内容を批判する投稿を集めた資料(乙61)を渡し、本件番組1が上記(ア)の状態になっている旨を伝え、収録の冒頭でそのことについて触れてほしいこと、Dが収録にいたるためコメントを求めてほしい旨を伝えた。なお、本件番組2の収録前にリハーサルは行われず、また、被告Aが本件番組1の放送内容を確認することもなかった。(乙59, 61, 証人H23頁, 被告A30～36頁)

(2) 本件番組1における被告Aの不法行為の成否について

10 ア 原告は、本件テレビ番組の進行方法や被告Aの司会者としての役割に照らすと、同被告は、仮に出演者の誰かが他人の名誉を毀損する発言に及んだ場合、その発言に対して疑問を差し挟んだり真偽の程や根拠を確認したりすることによって本件各番組ないしその出演者が他人の名誉を毀損することを回避させることが可能なのであるから、番組出演者の発言のうちそれが他人の名誉を毀損することを予見することが可能なものについては、  
15 司会者として、その真偽等について注意を払うことが法律上要求され、当該発言によって他人の名誉が毀損されることを防止すべき注意義務を負うと主張する。

20 イ しかしながら、一般に、番組の司会者は台本に沿って各出演者に発言を促す役割を担う者であるから、出演者からなされる発言それぞれについて、真実でないのではないかと疑い、否定や批判、訂正をすることは、番組制作者からそのような役割を与えられているような例外的な場合は別として、番組の制作意図から外れ、番組の収録の上でも支障をきたすものであるし、生放送でなく事前収録がなされる番組においては出演者から不適切な発言  
25 がされても編集作業で適宜修正・削除がされたうえで放送されることが予定されているものであるから、司会者が否定や批判、訂正といった行為を行うことは原則として予定されていないといえる。

しかるところ、上記(1)で認定した事実によれば、被告Aは、本件各番組の企画、制作や編集に一切関与しておらず、放送前に完成された番組の内容を知る機会も与えられていなかったことが認められる。また、被告Aは、本件番組1の収録にあたり、事前に他の出演者との打合せやリハーサルを行  
5 っているわけではなく、本件番組1の台本に各出演者の具体的な発言内容は記載されておらず（丙26の2）、収録時点において、各出演者がどのような発言をするかを具体的に把握していたわけでもない。

ウ そうすると、上記アの原告の主張を採用することはできず、被告Aの過失行為として原告が別紙2のとおり主張する点を判断するまでもなく、同  
10 被告が不法行為責任を負うとの原告の主張は理由がない。同様に、被告Aは幫助者として被告DHCの行為につき共同不法行為責任を負うとの主張も採用することはできない。

(3) 本件番組2における被告Aの不法行為の成否について

上記(2)で説示したところに加え、被告Aは本件番組2の収録前に本件番組1の放送内容を確認していないこと、収録時にLED画面に表示することとなっていたT w i t t e rにおける本件番組1の内容を批判する投稿を集めた資料（乙61）には原告の個人名の記載がなく、その他の場面においても原告の個人名に言及した場面はないこと（甲3の2、乙2）からすると、被告Aは本件番組2の収録時において、本件番組1において原告  
15 20 の個人名が採り上げられて原告の名誉が毀損されたという事実を認識していなかったのであり、本件番組2において、改めて、原告の名誉が毀損される結果となっていることを認識することは困難であったと認められる。

したがって、被告Aは、本件番組2による原告の名誉毀損について、過失による不法行為責任を負わないのであって、被告DHCとともに共同不法行為責任を負うとの原告の主張は理由がない。  
25

### 3 争点(3) (原告の損害及びその額) について

上記前提事実(2)ア及びイのとおり、本件各番組は地上波放送で2回にわたり放送されたものであって、その視聴者数は相当数に上るものと認められる。また、本件各番組の内容は、原告が暴力や犯罪行為も厭わない者たちによる反対運動に関し、同反対運動において暴力や犯罪行為がされることを認識・認容した上で、経済的支援を含め、これを煽っているという事実を摘示したものであるところ、暴力や犯罪行為に対する経済的支援や煽り行為それ自体も犯罪行為に当たる可能性があることに照らすと、被告DHCが本件各番組を放送したことによって、人権活動家として広く社会運動を行っている原告の社会的評価が著しく低下し、これにより原告は重大な精神的損害を受けたことが認められる。

さらに、被告DHCが原告やBに対する十分な取材や裏付け調査を行わずに、本件番組1で原告の個人名を挙げて上記の名誉毀損の事実を摘示するに至る判断を安易に行ったうえ、本件番組2で上記事実に関する放送を訂正する機会があったにもかかわらず、Bすなわち原告が公安調査庁に注視されるような危険な存在であるとの悪印象を強調する行為に及んだこと、同被告から原告に対する謝罪や放送内容の訂正等はなく、現在もなお本件各番組と同じ内容の番組が同被告の管理下のウェブサイト上で閲覧可能な状態に置かれていること(甲4、弁論の全趣旨)など本件に顕れた一切の事情を併せ考慮すると、原告が被った精神的損害を填補するための慰謝料としては500万円をもって相当と認める。

また、弁論の全趣旨によれば、原告は、被告DHCの上記不法行為により、原告訴訟代理人弁護士らに委任して本件訴訟を提起、遂行することを余儀なくされたことが認められるところ、上記認容額、事案の難易、審理経過等を総合すると、上記不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は50万円と認めるのが相当である。

4 争点(4) (本件各番組の差止め及び削除の可否) について

(1) 名誉権に基づく出版物の頒布、番組の放送等に対する事前差止めは、表現行為に対する重大な制約となることから、憲法21条の趣旨に照らし、原則として許されないが、その表現内容が真実でないか、又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合には、例外的に事前差止めが許されるものと解される（最高裁昭和56年（オ）第609号同61年6月11日大法院判決・民集40巻4号872頁参照）。

本件は、既に放送された本件各番組の放送等の公表行為の差止め及び現在ウェブサイトで配信されている本件各番組の削除を求めるものであるが、それらの差止め及び削除は、今後視聴する可能性のある者に対する関係では事前抑制と同様の表現行為に対する重大な制約となり得ることから、上記と同様の要件の下において差止め及び削除の可否を判断するのが相当である。

(2) 本件では、本件各番組は地上波放送で既に放映され、相当数に上る視聴者がこれを視聴しており、原告の社会的評価が著しく低下し、原告が重大な精神的損害を被ったこと、同損害については上記慰謝料をもって填補されるべきことは上記説示のとおりであり、これに加え、謝罪広告による名誉回復の措置が講じられるならば、原告が本件各番組の放送によって受けた損害は相当程度回復するものと解される。

通常、名誉毀損を含む表現が公表された場合の被害者の社会的評価の低下の程度は、当初の公表直後にもっとも大きく、その後に公表が継続されたり、数次にわたって公表されたりしても、当初の公表直後と同程度に重大な損害が発生するとはいえないうえ、今後、被告DHCが本件各番組の公表行為やウェブサイトでの配信継続をすとしても、それらによって原告が被る可能性のある損害は、上記と同様の方法によって填補され、相当程度の被害回復を図ることが可能であると認められる。

(3) 以上によれば、本件では、上記(1)の「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある」との要件を満たさないことから、本件各番組の放送等の公表行為の差止め及び現在ウェブサイトで配信されている本件各番組の削除を求める請求は理由がない。

5 争点(5) (被告DHC及び被告Aによる謝罪広告の必要性) について

上記3で説示したとおり、被告DHCの不法行為による原告の社会的評価の低下及びそれによって被った精神的損害は重大であると認められ、原告の損害に対し金銭賠償のみをもって填補するのでは十分とはいえない。

したがって、本件においては謝罪広告の必要性が認められ、本件の事実関係その他一切の事情に鑑み、原告の名誉回復のための措置として、被告DHC  
10 Cに対し、別紙謝罪文目録3記載のとおり謝罪広告を同被告が運営するウェブサイト  
に同目録記載の条件で掲載することを命じるのが相当である。なお、謝罪広告の内容は  
上記のとおりにするのが相当であり、これを超える内容は理由がなく、また、原告  
の被告Aに対する請求は、上記2で説示したところ  
15 ころに照らして理由がない。

6 争点(6) (原告による被告Aに対する不法行為の成否) について

(1) 被告Aに対する本訴提起について

ア 民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、当該訴え  
の提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提  
20 訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである  
うえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのこ  
とを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判  
制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られ  
るものと解するのが相当である（最高裁昭和60年（オ）第122号同6  
25 3年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁参照）。

イ 本件では、被告Aは、本件各番組の企画、制作や編集には関与しておら

ず、本件各番組の収録時における各出演者の発言内容や放送時の内容を事前に認識していなかったのもであって、同被告による名誉毀損の不法行為責任は成立しないことは上記2のとおりであるものの、被告Aの本件各番組への上記関与の有無やその程度、本件各番組の収録における被告Aの役割や事前の打ち合わせの有無及びその内容等は、原告が容易に知ることのできない事柄であることからすると、原告において、被告Aに対する本件訴えが事実的、法律的根拠を欠くものであることを認識し、あるいはこれを容易に認識し得たにもかかわらず、あえてこれを提起したものとは認められない。

ウ これに対し、被告Aは、原告は被告Aが本件各番組の企画・構成に関わっているという事実を否認していたことについて悪意であること、原告は被告Aが企画・構成から関わっていることの根拠を有しておらず、かつ、当該根拠を有していないことを原告自身が認識していたことも明らかであると主張する。

しかしながら、司会者の実際の役割や番組への関わり方は番組によって様々であって、一般の視聴者としては、番組における司会者の進行役としての役割や振る舞いを見て司会者が番組の企画・構成にも深く関わっているものと受け止めることが少なくなく、たとえ司会者がそのような関与を否定する発言をしていたとしても何らの資料を示されることがないままでその発言を鵜呑みにすることが当然に期待されるものでもない。

この点に鑑みると、原告において、本件各番組の司会者として進行役を果たしていた被告Aが本件各番組の企画・構成にも関与し、出演者の発言やナレーション、テロップ等の内容を認識していたものと考え、そのことを前提に、被告Aがこれを否定する発言をしていたにもかかわらず本件訴訟を提起したのであるとしても、原告の主張に係る被告Aの過失による名誉毀損について事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら又は通常人で



あれば容易にそのことを知りえたのにあえて訴えを提起したとは認められず、本件訴訟の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くとまではいえない。

したがって、被告Aの上記主張は理由がない。

5 (2) 被告Aに対する名誉毀損について

ア 事実の摘示と論評の区別について

10 一般に、ある一連の表現の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、事実の摘示か論評かを区別するには、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと解せられるか否かによって判断すべきものであり、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等  
15 を考慮し、右部分が修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に上記事項を主張するものと理解されたり、当該部分の叙述の前提として上記事項を黙示的に主張するものと理解されたりするならば、同部分は事実を摘示するものとみるのが相当である。他方、そのような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、  
20 優劣についての批評や論議等は意見ないし論評に属するものと解される  
(最高裁平成6年(オ)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照)。

25 イ これを踏まえて、本件の各表現が事実の摘示と論評のいずれに当たるかについて検討する。

(ア) 中日新聞社宛て抗議文(丙12)について

a 記載Ⅰ－①（Ⅱ－①）について

同記載部分は、被告Aが、「反対運動の参加者が報道機関の記者に暴力を振るっている」との虚偽の情報を流布する発言をしたという事実を摘示するものであると認められる。当該情報が虚偽であるか否かは証拠等をもってその存否を決することが可能であるからである。

b 記載Ⅰ－②（Ⅱ－②）について

同記載部分は、被告Aが、「高江の現場では記者が拘束されてしまうので取材ができない」との虚偽の情報を流布する発言をしたという事実を摘示するものであると認められる。一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として、当該部分の前後の文脈（記載Ⅰ－①や「御社の一連の記事は、高江の現場に立ち入ることなく、また、反対運動の参加者への取材をすることなく書かれたものと解釈するほかなくなります」の部分。後者は実際には取材をしたうえで記事を書いているはずであるということをも前提とする記述であり、裏を返せば、実際には取材が行われているのであるから、被告Aの発言として引用された部分が虚偽であることを修辭的に表現しているものと解される。）に徴するならば、上記発言内容が虚偽の情報であることを暗に示しているものと解されるうえに、当該情報が虚偽であるか否かは証拠等をもってその存否を決することが可能であるからである。

(イ) 平成30年7月20日記者会見における原告の発言Ⅰ－③について

同発言中の「デマを流し続けた」という表現部分が事実の摘示か論評かについて検討するに、一般に、「デマ」とは虚偽の情報を意図的に流布することを意味するところ、同日の記者会見における原告の発言からは、「デマ」の内容が明示的に示されてはいないものの、上記(ア)の抗議文は、上記記者会見の当時から、Bのウェブサイトに掲載され、一般の閲覧者にとって閲覧可能な状態にあり、その中で上記(ア)のとおり被告Aが

「反対運動の参加者が報道機関の記者に暴力を振るっている」との虚偽の情報を流布する発言をしたという事実が摘示されていることや、同日の記者会見に原告代理人弁護士として同席したC弁護士が、原告と同様に「デマ」という言葉を用いて、被告Aが「デマを広めた」という表現をし、同被告が（高江の）現場にマスコミでさえ近づけない状況だと盛んに煽った旨の説明を補足していることからすると、上記の「デマを流した」の意味内容としては、被告Aが、「反対運動の参加者が報道機関の記者に暴力を振るっている」との虚偽の情報を流布する発言をしたということであると解される。そして、当該情報が虚偽であるか否かは証拠等をもってその存否を決することが可能であるから、上記表現部分は事実を摘示するものであると認められる。

(ウ) 平成30年7月20日記者会見における原告発言I-④について

同発言は、「お菓子屋さんが、自分のとこの社員が毒菓子を出して、それでもそのまま円満退社させるようなことはないんです。」というものであるところ、同じ記者会見の場において、原告の発言I-③のとおり、ジャーナリストという職業でありながら「デマを流し続けた」被告Aを雇用主である新聞社が処分せずに退職させたことを批判していることに照らすと、上記発言部分は、雇用主である新聞社を「お菓子屋さん」、被告Aをその「社員」に喩え、上記(イ)の虚偽の情報を「毒菓子」と比喩的に表現したものと解される。

したがって、同発言部分は、被告Aが、「反対運動の参加者が報道機関の記者に暴力を振るっている」との虚偽の情報を流布する発言をしたという事実を摘示するものであると認められる。

ウ 平成30年3月8日、同年7月20日及び同月31日の記者会見におけるC弁護士の発言について

一般に、弁護士は、受任事件に関して記者会見をするような場合には、

かかる記者会見を行うか否か、その場における発言をどのようにするかなど、法律専門家である弁護士の職責に照らして、独自の判断に基づき適切に対応することが要請されるものであるから、依頼者としては、弁護士に対し意図的に虚偽の情報を提供するなどして弁護士の判断を誤らせたなどの特段の事情がない限り、弁護士の行為について不法行為責任を負わないものと解されるのであり、このことは、弁護士の記者会見の席に依頼者が同席しており、依頼者が弁護士の発言を認識し、また認識したうえで自らが発言を行っている場合にも同様であると解される。

これを本件についてみると、C弁護士は、上記各記者会見の場で、記者からの被告Aを本訴の被告に据えた理由を尋ねる質問等に対し、自身の判断において、別紙3記載Ⅱ-③ないし⑥の各発言を行ったものと認められ（丙19, 20, 22, 33, 証人C弁護士）、上記の特段の事情は認められない。

したがって、C弁護士の上記各発言につき、その不法行為該当性について判断するまでもなく、原告が共同不法行為者としての責任を負うものではない。

#### エ 社会的評価の低下について

##### (ア) 中日新聞社宛て抗議文（丙12）について

上記前提事実(3)ウのとおり、上記抗議文は、原告が、被告Aの雇用者である中日新聞社に対して提出されたばかりでなく、Bのウェブサイトで公表されたのであり、同文書の内容は、不特定又は多数の者が閲覧可能な状態に置かれたことが認められる。

そして、ジャーナリストは真実を報道することに信頼の基礎があることに鑑みると、上記抗議文が、ジャーナリストである被告Aについて、「反対運動の参加者が報道機関の記者に暴力を振るっている」との虚偽の情報を流布する発言をしたという事実及び「高江の現場では記者が拘

束されてしまうので取材ができない」との虚偽の情報を流布する発言をしたという事実を摘示したことは、いずれも被告Aの社会的評価を低下させるものであると認められる。

(イ) 平成30年7月20日記者会見における原告の発言I-③④について

原告が上記各発言部分において、ジャーナリストである被告Aについて、「反対運動の参加者が報道機関の記者に暴力を振るっている」との虚偽の情報を流布する発言をしたという事実を摘示したことにより、被告Aの社会的評価が低下するものと認められることは、上記(ア)と同様である。

オ 違法性阻却事由（対抗言論の法理）について

(ア) 自己の正当な利益を擁護するためやむを得ず他人の名誉、信用を毀損するような言動をした場合、かかる行為は、その他人の言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度を超えない限り、先行する言論に対抗する正当な言論の行使として許容される範囲内にある表現行為であると解するのが相当であって、違法性が阻却されるというべきである（最高裁昭和34年（オ）第1019号同38年4月16日第三小法廷判決・民集17巻3号476頁参照）。

(イ) これを本件についてみると、原告は、地上波放送のテレビジョンで2回にわたり放送された本件各番組において、暴力や犯罪行為も厭わない者たちによる反対運動に関し、同反対運動において暴力や犯罪行為がされることを認識・認容した上で、経済的支援を含め、これを煽っているという事実を摘示されてその名誉を毀損され、重大な損害を被ったものである。上記抗議文の内容（丙12）や、上記記者会見が「「ニュース女子」TOKYO MXが原告共同代表に謝罪」との題名で開催されたものであって（上記前提事実(3)オ）、原告が本件各番組を放送したテレビ局が原告に謝罪したことを公表し、もって上記のとおり毀損された名

5 譽を回復することを内容とするものであることに照らせば、上記抗議  
文の公表及び原告の上記各発言は、上記摘示事実が真実ではないことを  
社会に訴える目的で行われたことが認められる。また、被告Aは、本件  
番組2に司会者として出演した場において、「是非あのトンネルの向こ  
う側に行って頂いて、もうボカスカ殴られるんであってもなんでもとに  
10 かくね、やって、あのトンネルの向こう側を見たかったな。」と発言し  
ているところ、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として、  
本件番組2における上記発言部分の直前の番組出演者Dの発言（私が二  
見のトンネルの手前で引き返したと。そこから30分ほど行ったところ  
15 に実は高江のヘリパッド基地があるんですけども。なぜそこに行けな  
かったかという、やっぱりいろんな人から「やめなさい」と。）やテロ  
ップ（現地の被害者から「今は危険過ぎるから行くな！」と言われて引  
き返したそのトンネルの向こう側）等（上記前提事実(2)イ）を考慮する  
と、被告Aの上記発言は、「二見トンネルの向こう側の高江の現場付近  
15 では、反対運動の参加者が報道機関の記者に暴力を振るうため身の危険  
があるから近づけず、取材ができない」という事実を、上記発言の叙述  
の前提として黙示的に摘示するものと理解されるのであり、そうすると、  
同発言によって摘示されている事実は、本件各番組における摘示事実す  
なわち「原告が、暴力や犯罪行為も厭わない者たちによる反対運動に関  
20 し、同反対運動において暴力や犯罪行為がされることを認識・認容した  
上で、経済的支援を含め、これを煽っている」という事実との間で、原  
告に支援されて「反対運動に従事する者たちが暴力や犯罪行為を行っ  
ている」という主要な部分において重なり合っていることになる。しかる  
ところ、本件各番組における上記摘示事実については、真実性の証明が  
25 なく、これにより原告の名誉が違法に侵害されたことは上記1で説示し  
たとおりであるから、本件各番組における上記事実の摘示によって名誉

を違法に侵害された原告とすれば、これと関連する被告Aの上記発言に対して上記のとおり反論することは、自己の名誉の回復という正当な利益を擁護するためやむを得なかったといえることができる。

5 (ウ) 被告Aは、本件各番組の制作等に関与してはならず、原告に対する名誉毀損に関して不法行為責任を負わないことは上記2で説示したとおりであるが、一般の視聴者からみれば同被告は本件各番組の司会者として番組の進行上中心的な役割を果たしており、しかも同被告の上記発言が本件各番組の摘示事実と主要な部分で重なり合っていることに鑑みれば、原告が上記の目的で上記抗議文を公表するとともに上記各発言を行ったことは、その方法、内容において適当と認められる限度を超えるものとはいえない（なお、「社員が毒菓子を出し」という修辭的表現を用いたことは、人身攻撃には当たらない。）。

10 (エ) したがって、原告による上記抗議文の公表及び上記各発言は、自己の正当な利益を擁護する目的のためやむを得ず行ったものであるうえ、その方法、内容において適当と認められる限度を超えるものではないから、先行する言論に対抗する正当な言論の行使として許容される範囲内にある表現行為であると解するのが相当であって、違法性が阻却され、不法行為は成立しないというべきである。

20 (3) 本訴提起及びその前後の2度の記者会見について

上記(1)及び(2)のとおり、原告の被告Aに対する本訴提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くとは認められないうえ、平成30年7月20日及び同月31日の2度の記者会見における原告及びC弁護士の各発言につき、原告の被告Aに対する名誉毀損に係る不法行為は成立しないこと、本訴提起及び2度の記者会見に関し、被告Aが新聞社を円満退社したことへの腹いせ、反ヘイト等の活動に不都合な言論の抑圧、被告Aを言論の場から徹底的に排除することなどを目的として原告が行ったことを認めるに足りる

的確な証拠がないことに照らすと、本訴提起及び上記の2度の記者会見を総合しても、それらが著しく相当性を欠き、不法行為を構成するとはいえない。

(4) 過度に執拗な抗議活動について

被告Aは、原告が平成29年1月31日に抗議文を提出したこと、被告A  
5 に対する本訴提起のほか、平成30年3月8日、同年7月20日及び同月3  
1日の記者会見における原告やC弁護士の発言等を挙げて、上記一連の抗議  
活動が被告Aに対して徹底的な個人攻撃及び批判を加え、ジャーナリストと  
しての社会的生命を抹殺する目的で行われた旨主張するが、上記(1)及び(2)の  
とおり、本訴提起及び上記の3度の記者会見を個別に検討しても原告の被告  
10 Aに対する不法行為を構成せず、また、上記の一連の行為が被告Aに対して  
徹底的な個人攻撃及び批判を加え、ジャーナリストとしての社会的生命を抹  
殺することを目的としていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに  
照らすと、上記一連の行為を総合しても、原告に被告Aに対する不法行為が  
成立する余地はないというべきである。

したがって、被告Aの上記主張は採用することができない。

(5) 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、被告Aの反訴請  
15 求は理由がない。

第4 結論

よって、原告の被告DHCに対する本訴請求は、主文掲記の限度で理由  
20 があるからこれを認容し、同被告に対するその余の本訴請求及び被告Aに  
対する本訴請求はいずれも理由がないから棄却し、被告Aの反訴請求は理  
由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官 大 嶋 洋 志



裁判官 齊 藤 学

5

裁判官 上 村 江 里 子

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25



5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25



別紙4及び別紙5については、記載を省略。

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25



## 謝罪文目録 1

## 1 掲載場所

被告会社の開設するウェブサイト「DHCテレビ」(<https://dhctv.jp/>)のうち、「『ニュース女子』#91」及び「『ニュース女子』#92」の動画を送信しているページ(<https://dhctv.jp/movie/100690/>、<https://dhctv.jp/movie/100691/>)

## 2 謝罪文の内容

## (一) タイトル

ご報告とお詫び

## (二) 本文

当社が2017(平成29)年1月2日及び同月9日に「TOKYO MX」を通じて放映し、その後、当ウェブサイトで送信してきた本番組「『ニュース女子』#91」及び「『ニュース女子』#92」は、沖縄における基地反対運動において、あたかも原告が、暴力も犯罪行為も厭わずにこれを繰り返す人びとの活動を煽り、かつ経済的に支援する者であるかのような内容を有するものであり、これにより同氏の名誉を毀損してしまいました。

本番組については、この度、東京地方裁判所より、事実を反し原告の名誉を毀損する不法行為であるとして当社に損害賠償を命ずる判決が下されました。

当社はここに、原告に関する本番組が事実を反し原告の名誉を毀損するものであったことをご報告致しますとともに、本番組によってその名誉を傷つけてしまった原告に対し深くお詫び致します。

年 月 日

株式会社DHCシアター

代表取締役 I

### 3 掲載条件

- (一) 2(一)のタイトルの文字は、掲載ページの番組タイトル「『ニュース女子』#91」及び「『ニュース女子』#92」と同じ大きさ。ゴシック体。
- (二) 2(二)の本文の文字は、掲載ページの「番組説明」及び「出演者」という文字と同じ大きさ。明朝体。
- (三) この謝罪文は、被告会社が「DHCテレビ」において「『ニュース女子』#91」及び「『ニュース女子』#92」の動画のいずれかを公表している限り削除及び改変をしてはならない。

## 謝罪文目録2

### 1 掲載場所

被告 A のツイッター

のプロフィール欄

### 2 謝罪文の内容

この度、東京地方裁判所より、私が司会者として出演し、2017年1月2日及び同月9日に放送された番組「ニュース女子」において私が原告の名譽を毀損したとの判決が下されました。名譽を傷つけてしまった原告に対し、深くお詫びいたします。

### 3 掲載条件

掲載期間は、公表日から1年間。

### 謝罪文目録3

#### 1 掲載場所

被告DHCの開設するウェブサイト「DHCテレビ」(h t t p s : / / d h  
5 c t v . j p / ) のうち, 「「ニュース女子」#91」及び「「ニュース女子」  
#92」の動画を送信しているページ(h t t p s : / / d h c t v . j p / m  
o v i e / 1 0 0 6 9 0 / , h t t p s : / / d h c t v . j p / m o v i e /  
1 0 0 6 9 1 / )

#### 10 2 謝罪文の内容

##### (一) タイトル

ご報告とお詫び

##### (二) 本文

当社が2017年(平成29年)1月2日及び同月9日に「TOKYO  
15 MX」を通じて放映し, その後, 当ウェブサイトで送信してきた本番組  
「「ニュース女子」#91」及び「「ニュース女子」#92」は, 沖縄にお  
ける基地反対運動において, あたかも原告が, 暴力も犯罪行為も厭わない者  
たちによる反対運動に関し, 同反対運動において暴力や犯罪行為がされるこ  
とを認識・認容した上で, 経済的支援を含め, これを煽っているかのような,  
20 事実と異なる内容を有するものでした。

当社は, 上記各番組の放映により, 原告の名誉を毀損したことを認め, 原告  
に対し深くお詫び致します。

年 月 日

25 株式会社DHCテレビジョン

代表取締役 ○○○○(謝罪広告掲載時の代表取締役)



### 3 掲載条件

- (一) 2(一)のタイトルの文字は、掲載ページの番組タイトル「「ニュース女子」#91」及び「「ニュース女子」#92」と同じ大きさ。ゴシック体。
- 5 (二) 2(二)の本文の文字は、掲載ページの「番組説明」及び「出演者」という文字と同じ大きさ。明朝体。
- (三) この謝罪文は、被告DHCが「DHCテレビ」において「「ニュース女子」#91」及び「「ニュース女子」#92」の動画のいずれかを公表している限り削除及び改変をしてはならない。

※別紙として、主張整理一覧表（別紙1～3として）と訴状15頁～19頁を添付してください。また、番組1につきxjs4別紙（※これが別紙4）を、番組2につき訴状別紙（※これが別紙5）を添付してください。

番組目録

- 1 下記の番組のうち、放送開始後 01 分 58 秒から 21 分 06 秒までの 19 分 08 秒間。

記

タイトル 「ニュース女子」

初回放送日時 2017 (平成 29) 年 1 月 2 日 22 時

- 番組の細目
- ① 「沖縄基地反対派はいま」
  - ② 「2017 年日本の政治・経済はどう動くのか」
  - ③ 「ニュース女子反省会」

- 2 下記の番組のうち、放送開始後 01 分 32 秒から 08 分 51 秒までの 7 分 19 秒間。

記

タイトル 「ニュース女子」

初回放送日時 2017 (平成 29) 年 1 月 9 日 22 時

- 番組の細目
- ① 「日本経済～どうすれば給料が上がるのか?～」
  - ② 「公明党が政局のキーを握る理由」
  - ③ 「若者はつらいよ」

ウェブサイト目録

1 被告会社の開設している「DHCテレビ」と題するウェブサイト

(一) トップページ URL

(1) <https://dhctv.jp/>

(2) <https://dhctv.jp/#plaiyer-2>

(二) 本件番組1及び同2のURL

(1) 本件番組1 <https://dhctv.jp/movie/100690/>

(2) 同2 <https://dhctv.jp/movie/100691/>

2 「You Tube」と題するウェブサイト。

(一) トップページ URL

<https://www.youtube.com/>

但し、同ウェブサイト由被告会社がアップロードし送信可能化したもの。







